海外販路開拓支援補助金交付要綱

（目的）

第１条　市内に本社及び事業所のある中小企業等が、新たな販路や取引先、事業提携先等の開拓のため、海外見本市・展示会・商談会等（以下「海外見本市」という。）に出展する経費の一部を補助することにより、市内中小企業等の海外における事業の展開を促進し、経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる事業は、海外見本市への出展に要する経費とする。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

　⑴　市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４）第２条に定める中小企業者とする。）又は市内にある農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に定める法人とする。）

　⑵　市税を滞納していない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助対象経費は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴　出展料 | 海外見本市の出展料、小間料等 |
| ⑵　輸送費 | 出品物の輸送費、保険料等 |
| ⑶　渡航費 | 航空運賃 |
| ⑷　広告宣伝費 | パンフレット、チラシ作成費等 |
| ⑸　通訳費 | 通訳雇用費、翻訳費 |

２　補助金の額は、前項に規定する経費の２分の１以内、２０万円を限度（千円未満切り捨て）とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助対象事業の実施に当たり、国、県その他の団体の補助金の交付を受けている場合は、事業費から当該補助金を差し引いた残額を事業費とみなす。

３　補助金の交付は、１事業者につき１年度１回とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手の１か月前までに補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　事業計画書（別記様式第２号）

　⑵　収支予算書（別記様式第３号）

　⑶　積算金額の根拠書類

　⑷　出品予定商品、製品が分かる資料

　⑸　市税の完納証明書

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは補助金交付決定通知書（別記様式第４号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第７条　補助金は、交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該補助事業を完了した後において交付するものとする。補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　交付決定通知書の写し

　⑵　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し等）

第８条　市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助金交付申請書に記載された内容が事実と異なっていると判明した場合は、当該決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（実績報告書の提出）

第９条　補助事業者は、当該補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して３０日以内又は交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（別記様式第６号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

　⑴　収支決算書（別記様式第７号）

　⑵　補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収書等の写し

　⑶　事業実施を確認できる展示会等の開催パンフレット、出展写真等

　⑷　その他市長が必要と認める書類

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。